

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	宮の沢若者活動センター体育室床修繕業務
発 注 課	子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課
選 定 事 業 者	武ダ技建創株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
本業務は、現在大規模修繕工事を行っている宮の沢若者活動センター（札幌市生涯学習センターちえりあ内）において、当初工事で予定していなかった体育室床面の修繕を行うものであり、上記相手方は当該大規模修繕工事の主たる施工業者である。 積算書作成にあたり、上記相手方のほか、令和2年度に当課にて発注したやまびこ座客席床面修繕業務一般競争入札において5社のうち最低価格での入札を行ったA社へも見積りを依頼し、見積額の比較を行ったところ、別添積算書のとおり上記相手方が明らかに安価であった。これは、上記相手方が当該修繕工事を請け負っていることにより、一般的に計上される直接仮設費及び発生材処分費が不要となるためであり、上記相手方が他社に比べ明らかに安価で入札できると判断できる。 また、上記相手方が行う本体修繕工事は建築・電気設備・冷暖房・衛生設備等多岐に渡っており、工事業者10社により行われているため、当該修繕業務実施に当たっては各工事の進捗を確認しつつ限られた期間で実施する必要がある、すでに工事全体の統括業務を担っている上記相手方を選定することが履行期間・工事の安全性の観点からも最も望ましい。 このことから、業務の履行について価格・履行品質・履行期間の観点から、競争に付することが不利と認められるため。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	令和3年6月8日